

岩手県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

岩手県教育委員会

教育長 佐藤 一 男

岩手県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

岩手県教育委員会安全衛生管理規程（昭和41年岩手県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後										
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 出先機関 行政組織規則第14条に規定する教育事務所及び行政組織規則第40条に規定する教育機関（青少年の家を除く。）をいう。</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>(産業医)</p> <p>第14条 産業医は、本庁、盛岡教育事務所、学校、図書館、博物館、美術館及び埋蔵文化財センターにあつては教育委員会が任命する者を、教育事務所（盛岡教育事務所を除く。）、総合教育センター、<u>生涯学習推進センター及び野外活動センター</u>にあつては当該機関の所在地を所管区域とする保健所の所長をもって充てる。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(衛生管理者等)</p> <p>第15条 教職員課厚生福利担当課長及び出先機関の長は、法及びこれに基づく命令の定めるところにより、衛生管理者又は衛生推進者及びボイラー取扱作業主任者その他の作業主任者（以下「衛生管理者等」という。）を選任しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(安全衛生担当者)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 安全衛生担当者は、次の表の左欄に掲げる組織の区分に従い、同表の右欄に定める者とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">埋蔵文化財センター</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">野外活動センター</td> <td style="text-align: center;">所長があらかじめ指定する者</td> </tr> </table>	[略]		埋蔵文化財センター	[略]	野外活動センター	所長があらかじめ指定する者	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 出先機関 行政組織規則第14条に規定する教育事務所及び行政組織規則第40条に規定する教育機関（青少年の家及び<u>野外活動センター</u>を除く。）をいう。</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>(産業医)</p> <p>第14条 産業医は、本庁、盛岡教育事務所、学校、図書館、博物館、美術館及び埋蔵文化財センターにあつては教育委員会が任命する者を、教育事務所（盛岡教育事務所を除く。）、総合教育センター<u>及び生涯学習推進センター</u>にあつては当該機関の所在地を所管区域とする保健所の所長をもって充てる。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(衛生管理者等)</p> <p>第15条 教職員課厚生福利担当課長及び出先機関の長は、法及びこれに基づく命令の定めるところにより、衛生管理者又は衛生推進者、<u>化学物質管理者、保護具着用管理責任者</u>及びボイラー取扱作業主任者その他の作業主任者（以下「衛生管理者等」という。）を選任しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(安全衛生担当者)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 安全衛生担当者は、次の表の左欄に掲げる組織の区分に従い、同表の右欄に定める者とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">埋蔵文化財センター</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	[略]		埋蔵文化財センター	[略]
[略]											
埋蔵文化財センター	[略]										
野外活動センター	所長があらかじめ指定する者										
[略]											
埋蔵文化財センター	[略]										

学校	[略]	学校	[略]
<p>3 [略]</p> <p>第17条 削除</p> <p>(定期健康診断)</p> <p>第39条 [略]</p> <p>2 定期健康診断の検査又は検診（以下「検査」という。）の項目は、本庁及び学校以外の出先機関の職員にあっては<u>労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。）</u>第44条第1項各号に、学校の職員にあっては<u>学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第13条第1項各号に掲げる検査項目の中から、主任安全衛生管理者が定める。</u></p> <p>3 [略]</p>		<p>3 [略]</p> <p><u>(化学物質管理者)</u></p> <p>第16条の2 <u>化学物質管理者は、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。）第12条の5第1項各号に掲げる化学物質の管理に係る技術的事項を管理する。</u></p> <p><u>(保護具着用管理責任者)</u></p> <p>第17条 <u>保護具着用管理責任者は、省令第12条の6第1項各号に掲げる事項を管理する。</u></p> <p>(定期健康診断)</p> <p>第39条 [略]</p> <p>2 定期健康診断の検査又は検診（以下「検査」という。）の項目は、本庁及び学校以外の出先機関の職員にあっては<u>省令第44条第1項各号に、学校の職員にあっては学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第13条第1項各号に掲げる検査項目の中から、主任安全衛生管理者が定める。</u></p> <p>3 [略]</p>	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。